



日本共産党品川区議会議員

週刊 みやざき克俊

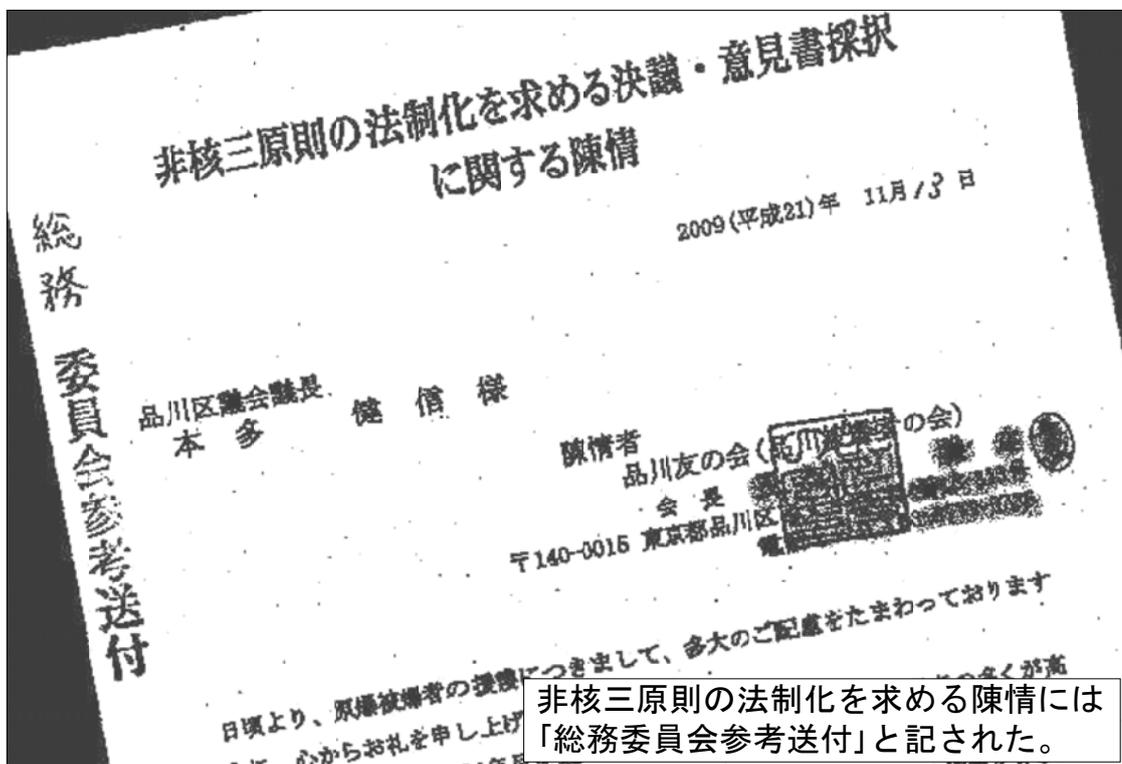
事務所 品川区豊町6-2-1 Tel.3786-6674
2009年12月6日 No.686

日本共産党品川区議団ホームページ http://www.jcp-shinagawa.com/



非核三原則 法制化の陳情 棚上げ

議長が被爆者の願いに背を向けた



「非核三原則」法制化のために政府・衆参議長に意見書提出を求める陳情を、品川区議会では議長(本多健信議員・自民)が審議もせず「棚上げ」しました。核兵器廃絶の願いに背を向けることは非核宣言をしている品川区の議会として恥ずかしいことです。

この陳情は品川友の会(品川被爆者の会)が11月13日、品川区議会に提出したものです。オバマ米大統領が核兵器のない世界を追求すると明言した事態を受け、「この今こそ、日本は、核兵器を落とされた唯一の国として、核兵器の廃絶に向けて主導的役割を果たすべき」と非核三原則の法制化を求めています。そのために、品川区議会に対して非核三原則の法制化を促す決議の採択と、政府および衆参両院議長に意見書を送付するよう求めているものです。

おりしも、歴代の自民党政府による核持ち込み「密約」が暴露され、「非核三原則は国是」と国民をだまし続けてきたことが明らかになっています。

核三原則

法制化が必要なのに なぜ自民・公明は反対？

自民党と公明党は、非核三原則は現行の「国是」でいいとして、法制化には反対しています。非核三原則の法制化を求める陳情を議長が棚上げしたのは、こうした自民党、公明党に「配慮」したのは明らかです。

非核三原則は国会決議であり、法律ではありません。非核三原則のうち核兵器を「持たず、つくらず」の2項目は、日米原子力協力協定や原子力基本法(国内法)、国際原子力機関(IAEA)、核拡散防止条約(NPT)等の批准で法的に禁止されています。しかし、「持ち込ませず」は法的拘束力はありません。だからこそ非核三原則の法制化が必要なのです。自民と公明が非核三原則の法制化に反対するのは許せません。

歴代自民党政府がアメリカの核兵器持ち込みを「密約」。アメリカの核で日本を守ろうという「核の傘」論や核兵器で相手を脅す「核抑止力」論は、核廃絶の願いや運動と両立しません。

議長の言い訳は通用しない

11月25日の議会運営委員会で、「参考送付」として説明。私(みやざき)が請願と同様に審議するよう主張しました。

無料 法律相談

12月11日(金) Pm 6時30分

弁護士が対応

みやざき克俊事務所



生活相談は随時受付ます。

電話 3786-6674

るよう求めたのに対して、議長は「参考送付は軽い扱いではない」と弁解しました。しかし、参考送付(下、「申し合わせ」参照)では、陳情者が要望する非核三原則の法制化を求める品川区議会の決議も政府などへの意見書送付もしないことになるのです。核廃絶の被爆者の願いに背を受けておきながら、議長の言い訳は通用しません。

私(みやざき)は、陳情者が委員会への付託と審議を望んでいることを紹介。あわせて、いま核兵器廃絶をめぐる世界が大きく動いているなかで、非核宣言をしている品川区の議会が被爆者の願いに添えて政府に意見書を出す必要があること。そのため、陳情を総務委員会に付託するよう主張しました。

品川区議会での 陳情の取り扱いは…？

陳情の取り扱いを品川区議会の「申し合わせ」は、「議長が請願書の例により処理する必要があると認める陳情は、従来どおり所管委員会に付託する。ただし、その必要がないと認めるものについては、所管委員会

写しを送付する」としています。

請願は、委員会で審議して議会として賛否を明確にしますが、陳情は審議するかしないかも含めて取り扱いを議長の判断に任せています。写しの送付とは、陳情のコピーを所管の委員会に「参考送付」ということ。委員会では審議せず、議会として結論は出さないという意味です。